

議案第67号

幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公開」を「開示」に、「訂正」を「訂正等」に改める。

第2条第1号中「で、実施機関が管理する文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープその他これらに類するものに記録されるもの、又は記録されたもの」を「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に、「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

第2条第3号中「国及び地方公共団体」を「国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、「以下「法人等」という。」を削り、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 保有個人情報

保有個人情報実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 特定個人情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。

(5) 保有特定個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第8条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第9条において同じ。）を」に改め、同条第2項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号（同条第7号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第9条第1項及び第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条第1項中「受託者」を「当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）」に改める。

第11条の2第1項中「実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者」を「受託者」に改める。

第12条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に、「公開請求権」を「開示請求権」に改め、同条第1項中「実施機関が保有する」を削り、「個人情報」

を「保有個人情報」に、「公開の請求」を「開示の請求」に、「公開請求」を「開示請求」に改め、同条第2項中「公開請求」を「開示請求」に改める。

第13条の見出し中「非公開」を「不開示」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「公開請求」を「開示請求」に改め、同項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項各号列記以外の部分中「とき」を「もの」に改め、同項中「非公開」を「不開示」に改め、同項第1号中「公開」を「開示」に改め、同項第2号中「公開請求者」を「開示請求者」に、「とき。」を「もの」に改め、同項第3号中「法人等」を「事業者」に、「公開」を「開示」に、「とき。」を「もの」に改め、同項第4号中「公開」を「開示」に、「とき。」を「もの」に改め、同項第5号中「公開」を「開示」に、「とき。」を「もの」に改め、同項第6号中「公開」を「開示」に、「とき。」を「もの」に改め、同項第7号中「公開」を「開示」に、「とき。」を「もの」に改め、同項第8号中「公開」を「開示」に、「とき。」を「もの」に改め、同条第2項中「公開請求」を「開示請求」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「公開しなければならない」を「開示しなければならない」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（裁量的開示）

第13条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第13条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を受け入れないことができる。

第14条（見出しを含む。）中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第15条の見出し中「個人情報の中止請求権」を「保有個人情報の利用停止等請求権」に改め、同条中「個人情報の取り扱いがこの条例の規定に違反している」を「保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する」に改め、「当該個人情報の取り扱いの中止を」を削り、「当該実施機関に」の次に「対し、当該各号に

定める措置をとることを」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該保有個人情報の利用の停止、若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

第15条に次の各号を加える。

(1) 次のいずれかに該当するとき。当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第7条の規定に違反して収集されたとき。

イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第8条又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき。当該保有個人情報の提供の停止

第17条第1項中「公開請求又は」を「開示請求又は」に、「公開請求等」を「開示請求等」に改め、同項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項第3号中「削除又は中止」を「利用停止等」に、「公開請求」を「開示請求」に改め、同条第2項中「公開請求等」を「開示請求等」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第18条第2項第2号中「公開請求等」を「開示請求等」に改め、同条第4項中「場合において、」の次に「第三者（国等及び請求者以外の者をいう。以下同じ。）に関する情報が」を加え、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、「第三者に関する情報が」を削り、同条第5項中「取り扱いの中止」を「利用停止等」に改め、同項後段中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第6項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「取り扱いの中止」を「利用停止等」に改める。

第19条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に、「公開」を「開示」に改め、同条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「公開」を「開示」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第20条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第22条第1項中「公開又は」を「開示、」に改め、「訂正」の次に「又は利用停止等」を加える。

第24条中「実施機関が保有する個人情報」を「保有個人情報」に改める。

本則に次の見出し及び5条を加える。

(罰則)

第26条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項の「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機で用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第27条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、その委託又は管理の事務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託者又は指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第29条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第2条 幕別町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録

番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第8条の3中「(同条第7号を除く。)」を削る。

第15条第1項中「自己に関する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。